

競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

平成29年1月6日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学事務椅子 一式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したこと。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたこと。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたこと。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(7)に該当するものは、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(3) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、平成29年1月19日（木）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ア 法人にあっては、次の(イ)及び(イ)
- (イ) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

イ 個人にあつては、次の (ア)、(イ) 及び (ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元 (分) 証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届 (様式第 2 号)

キ 口座振替申込書 (様式第 3 号)

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町 123

〔名称〕 長崎県公立大学法人事務局総務課財務グループ

〔電話〕 0956-47-2191

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書 (様式第 4 号) により通知 (郵送) する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届 (様式第 5 号) を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金 (法人の場合)

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2 の (1) 又は (2) に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後 2 年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が 2 の (2) に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。